

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設・拡充・延長・その他）

No	2	府省庁名 内閣府地方創生推進事務局
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	特定地域における商売及び居住の実態のない店舗兼住宅にかかる固定資産税の住宅用地特例解除措置	
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 空き店舗活用に積極的に取り組む地方公共団体・商店街を支援するため、地方公共団体が特に定める重点的な地域（商店街等）において関係者が一丸となって空き店舗対策に取り組む場合には、まずは、地方創生推進交付金を含む関係省庁の政策による重点支援によって後押しする。同時に、このような商店街等において、周囲からの協力要請にも応じず、商売の実態も居住の実態もない「空き店舗兼住宅」については、上記の重点支援に加え、最後の手段として、固定資産税の住宅用地特例を解除することができることとする。</p> <p>・特例措置の内容 自治体が定める特定の地域において、商売及び居住の実態のない店舗兼住宅に対し、固定資産税の住宅用地特例制度を厳正に運用する。</p>	
関係条文	〔 地方税法 第三百四十九条 〕	
減収見込額	[初年度] () [平年度] () [改正増減収額] (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 地方公共団体が特に定める重点的な地域（商店街等）において、周囲からの協力要請にも応じず、商売の実態も居住の実態もない「空き店舗兼住宅」について、最後の手段として、固定資産税の住宅用地特例を解除することによって、空き店舗活用に積極的に取り組む地方公共団体・商店街を応援することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国は世界に先駆けて「人口減少・超高齢社会」を迎えている。人口減少を契機に、地方が「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という悪循環の連鎖に陥ることが懸念されている。地方が弱体化するならば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれは衰退し、我が国全体の競争力が弱まることは避けられない。 我が国が直面するこうした構造的な課題に正面から対処するため、平成26年11月21日に、地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」を成立させるとともに、同年12月27日には、今後5か年の目標や施策、基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を閣議決定した。 さらに、地方が自ら考え、責任をもって地方創生を推進する観点から、地方公共団体が、国の総合戦略を勘案して、地域の特性を踏まえた「地方版総合戦略」を平成27年度中に策定し、その特性に応じた取組を実施することとなっている。 今後、地方版総合戦略に盛り込まれた事業を進めていくに当たっては、平成29年6月9日閣議決定の「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」にあるように、空き店舗等の遊休資産の活用などの取組が重要。</p>	
本要望に対応する縮減案		
ページ		2 — 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策 地方創生の推進 施策 地方創生の推進</p> <p>【関係条文】 まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号） （法制上の措置等）</p> <p>第七条 国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村 まち・ひと・しごと創生総合戦略 （都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）</p> <p>第九条 都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと 創生に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2・3 略 （市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）</p> <p>第十条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2・3 略</p>
	政策の達成目標	2020 年までに、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標が十分に達成されることを目標とする。（具体的な適用件数等については検討中）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	検討中
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>検討中</p> <p>（参考）全国各地の商店街を対象としたアンケート調査によれば、商店街における空き店舗のうち、専用店舗が約3割、住宅との併用であり居住実態のある店舗が4割、住宅との併用であり居住実態のない店舗が3割。</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	検討中
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>地方創生関係交付金 （地方創生推進交付金 平成 29 年度 1,000 億円 地方創生拠点整備交付金 平成 28 年度補正 900 億円）</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>まずは、地域の取組みを、地方創生推進交付金を含む関係省庁の政策による重点支援によって後押しする。一方、地域の取組みに応じない「空き店舗兼住宅」については、固定資産税の住宅用地特例を解除する。</p>
	要望の措置の妥当性	空き店舗兼住宅に関する固定資産税の適正執行のため
	ページ	2 — 2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	新規